

2. 政治分野への女性の参画

(1) 政治分野への女性の参画の実態

連邦

ドイツ連邦議会における女性議員比率は第一議会期では、6.8%と低い割合であったが、近年では女性の比率が上昇しており、2005年の選挙では、31.8%に達している²¹。

図表 2-5 連邦議会の女性議員（1994-2005）：各議会期開始時の人数と比率

議会期	女性議員数	総数に占める比率
第1議会期（1949-1953）	28	6.8%
第2議会期（1953-1957）	45	8.8%
第3議会期（1957-1961）	48	9.2%
第4議会期（1961-1965）	43	8.3%
第5議会期（1965-1969）	36	6.9%
第6議会期（1969-1972）	34	6.6%
第7議会期（1972-1976）	30	5.8%
第8議会期（1976-1980）	38	7.3%
第9議会期（1980-1983）	44	8.5%
第10議会期（1983-1987）	51	9.8%
第11議会期（1987-1990）	80	15.4%
第12議会期（1990-1994）	136	20.5%
第13議会期（1994-1998）	177	26.3%
第14議会期（1998-2002）	207	30.9%
第15議会期（2002-2005）	199	33.0%
第16議会期（2005-）	194	31.6%

（注）女性議員数及び女性議員比率は、選挙の最終確定結果による。

（出所）内閣府男女共同参画局『男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書』（平成14年）、及び連邦選挙管理委員長発表の最終結果発表ウェブサイトにより作成

閣僚は法務省、家庭・高齢者・女性・青少年省、保健省、教育・研究省、経済協力開発省の大臣に女性が任命されており、首相のメルケル氏を含めて6名が女性大臣である。

女性連邦議員の比率で、最も比率が高い政党は緑の党の58.8%であり、続いて、左翼党の49.1%である。女性議員比率が最も低い政党は、キリスト教民主同盟（Christlich Demokratische Union Deutschlands: CDU）及びキリスト教社会同盟（Christlich-Soziale Union:CSU）の連合の21%である。

²¹ ドイツは二院制を採用しているため、連邦参議院が設置されているが、連邦参議院は国民による直接選挙で選ばれるのではなく各州政府の代表が構成する機関であるため、対象から除く。

図表 2-6 連邦議員の政党別女性比率（2008年1月現在）

政党	女性	男性	女性比率	総数
CDU/CSU	47	177	21.0%	224
社会民主党	79	143	35.6%	222
自由民主党	15	46	24.6%	61
左翼党	26	27	49.1%	53
緑の党	30	21	58.8%	51
無所属	0	2	0.0%	2
総計	197	416	32.1%	613

（出所）ドイツ連邦議会ウェブサイト
 （http://www.bundestag.de/mdb/mdb_zahlen/frauen.html：2008.027778）を元に作成

連邦の委員会における女性構成員の割合は、1990年は7.2%であったが、2005年6月30日時点では19.7%に上昇している。

図表 2-7 連邦の委員会における女性構成員比率の推移

	1990年	1997年	2001年	2005年
委員会数	494	355	318	309
構成員数	7,229	8,639	7,794	7,321
女性数	540	1,058	1,242	1,440
女性比率	7.2%	12.2%	15.9%	19.7%

（出所）Deutscher Bundestag ;Vierter Bericht der Bundesregierung über den Anteil von Frauen in wesentlichen Gremien im Einflussbereich des Bundes（Vierter Gremienbericht）（2007）より作成

省庁別では、委員会構成員において最も女性比率が高い省庁が連邦家庭・高齢者・女性・青少年省の49.2%である。2005年では、全ての委員会に女性の構成員がいる省庁は、連邦首相官房、連邦家庭・高齢者・女性・青少年省、連邦保健・社会保障省、連邦経済協力・開発省の4つである。

また、連邦法務省では委員会が2つのみであり、そのうち一方に女性構成員が含まれていない。男性のみの委員会数は2001年から全体的に少なくなっており、委員会における女性構成員数について改善が見られる。

図表 2-8 連邦委員会における女性割合及び男性のみの委員会割合（省庁別）

省庁	委員会数	構成員数	女性数	2005年 女性比率	2001年 女性比率	男性のみの 委員会	2005年 男性のみの 委員会割合	2001年 男性のみの 委員会割合
連邦家庭・高齢者・ 女性・青少年省	18	315	155	49.2%	47.4%	0	0.0%	0.0%
行政組織文化 メディア庁	47	719	188	26.1%	23.1%	8	17.0%	20.0%
連邦消費者保護・ 食料・農業省	12	165	40	24.2%	20.7%	3	25.0%	41.7%
連邦保健・ 社会保障省	21	474	112	23.6%	14.9%	0	0.0%	8.3%
外務省	10	177	40	22.6%	22.3%	1	10.0%	30.0%
連邦経済協力・ 開発省	6	101	22	21.8%	20.8%	0	0.0%	0.0%
連邦教育・ 研究省	38	768	159	20.7%	20.5%	1	2.6%	10.8%
連邦国防省	24	1,945	381	19.6%	15.8%	6	25.0%	30.0%
連邦首相官房	3	66	12	18.2%	20.3%	0	0.0%	0.0%
連邦財務省	25	470	77	16.4%	15.8%	2	8.0%	17.4%
連邦経済・労働省	35	637	101	15.9%	BMW 12.1% BMA 11.8%	8	22.9%	BMW 36.8% BMA 28.0%
連邦内務省	19	422	58	13.7%	9.2%	1	5.3%	36.8%
連邦環境省	18	306	35	11.4%	9.8%	4	22.2%	19.0%
連邦法務省	2	11	1	9.1%	4.3%	1	50.0%	50.0%
連邦運輸・建設・ 都市開発省	31	745	59	7.9%	4.8%	9	29.0%	18.8%
総計	309	7,321	1,440	19.7%	15.9%	44	14.2%	21.4%

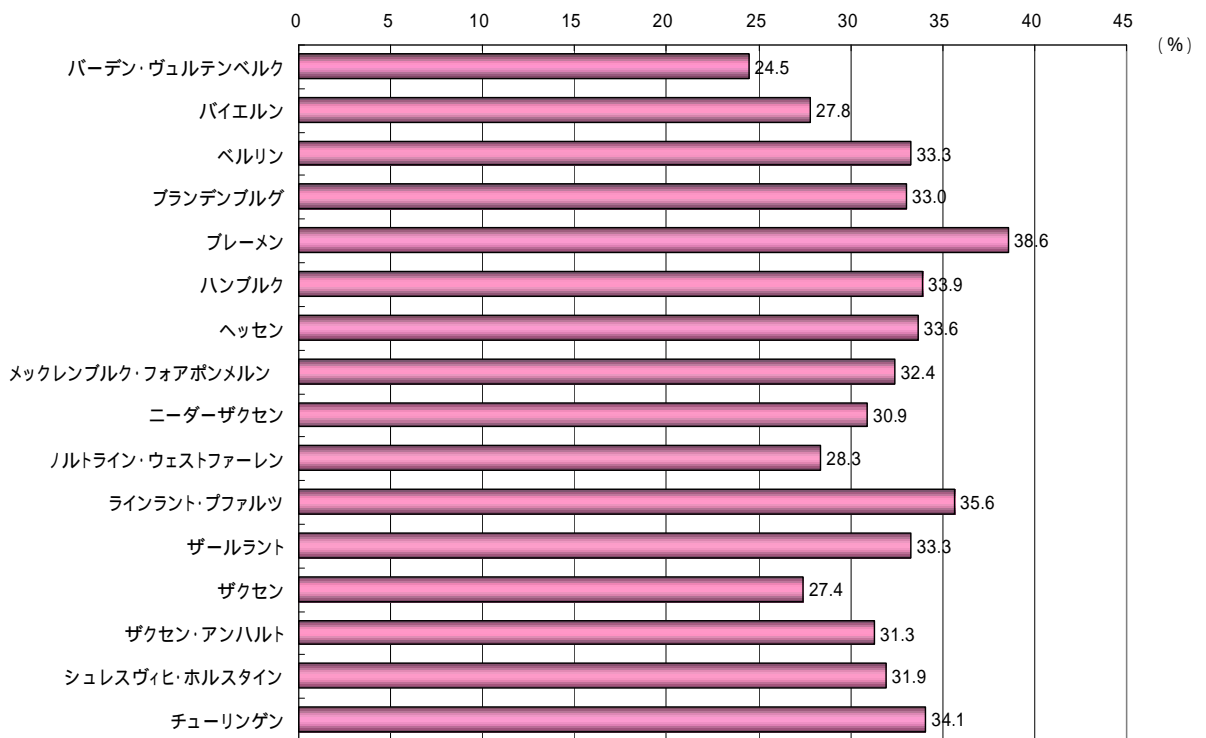
（注）BMWは連邦経済省、BMAは連邦労働省を指す。また、2001年の連邦保健・社会保障省の数値は当時の連邦保健省の数値である。

（出所）Deutscher Bundestag ;Vierter Bericht der Bundesregierung über den Anteil von Frauen in wesentlichen Gremien im Einflussbereich des Bundes（Vierter Gremienbericht）（2007）より作成

州

各州議会における女性議員数は、州によって大きく異なる。ブレーメンでは、2007 年に
行われた選挙の結果、総勢 83 名の議員のうち、女性議員は 32 名である。バーデン・ヴュ
ルテンベルクでは、2006 年に州議会選挙が行われた結果、総議員数 139 名中、女性議員が
34 名となり、女性議員割合が 25%を割っている。

図表 2-9 州議会における女性議員割合



(出所) 連邦家庭・高齢者・女性・青少年省 “Gender Datenreport” (2005) を元にバー
デン・ヴュルテンベルク
(<http://www.landtag-bw.de/abgeordnete/altersstruktur14wp.pdf>)、バイエルン0
(<http://www.bayern.landtag.de/frauenanteil.html?m=38>)、ブレーメン
(<http://www.bremische-buergerschaft.de/index.php?area=1&np=3,26,0,0,0,0,0>)、
ハンブルク
(http://www.hamburgische-buergerschaft.de/cms_de.php?templ=abg_sta.tpl&sub1=63&sub2=134&sub3=340&cont=184)、ヘッセン
([http://www.hessischer-landtag.de/Dokumente/Plenarsitzungen/handbuch2008-ndv.p
df](http://www.hessischer-landtag.de/Dokumente/Plenarsitzungen/handbuch2008-ndv.pdf))、ニーダーザクセン
(<http://www.landtag-niedersachsen.de/Abgeordnete/abgeordnete.htm>)、ノルトライ
ン・ヴェストファーレン
(http://www.landtag.nrw.de/portal/WWW/GB_II/II.2/Archiv/mdl1dat/Statistiken/Statistik_Frauenanteil_14WP.jsp)、ラインラント・プファルツ
([http://www.landtag.rlp.de/Internet-DE/nav/6af/6af62561-e747-701b-e592-655c07ca
ec24.htm](http://www.landtag.rlp.de/Internet-DE/nav/6af/6af62561-e747-701b-e592-655c07cae24.htm))、ザクセン
([http://www.landtag.sachsen.de/slt_online/de/infothek/index.asp?page=aktuelles/wahl
/index.asp](http://www.landtag.sachsen.de/slt_online/de/infothek/index.asp?page=aktuelles/wahl/index.asp)) については各州議会のウェブサイト(2008.0279入)を参照の上作成

市町村レベルの女性参画状況については、人口 1 万人以上の地方自治体の連合会であるドイツ都市会議を構成する総数 218 の大規模市で、女性が市長を務めるのは 33 のみである（2006 年）²²。さらに、ドイツ都市会議の統計によると、図表 2-10 が示すように、2005 年で 1 万人以上の地方自治体の議員総数に占める女性比率は 24.8% である。人口が大きい地方自治体では、女性割合が高くなる傾向がある。

図表 2-10 市町村の議員における女性議員数（2005年1月）

市	議員総数	女性議員数	女性比率
1,000,000 人以上	342	128	37.4%
500,000 人 - 1,000,000 人	701	258	36.8%
200,000 人 - 500,000 人	1,592	513	32.2%
100,000 人 - 200,000 人	2,379	770	32.4%
50,000 人 - 100,000 人	5,034	1,413	28.1%
20,000 人 - 50,000 人	15,893	3,919	24.7%
10,000 人 - 20,000 人	19,271	4,195	21.8%
総計	45,212	11,196	24.8%

（出所）ドイツ都市会議ウェブサイト

（<http://www.bremische-buergerschaft.de/index.php?area=1&np=3,26,0,0,0,0,0,0> : 2008.02 アークス）を元に作成

BOX：ドイツ連邦議会の選挙制度

ドイツの選挙制度は小選挙区比例代表併用制と呼ばれているが、日本の場合とは異なり、比例代表制が基本となった選挙制度である。

投票に際して有権者は、小選挙区から直接代表を選出する 1 票と政党に投票する 1 票の計 2 票を投票する。連邦議会の議席は（最低 598）は、比例代表票で 5% 以上を得票した政党又は小選挙区で最低 3 人以上が選出された政党に対して、比例代表票の得票割合にしたがって、各政党に議席が分配される²³。各政党に対する総配分議席が決定されると、次に政党の州名簿に従って議席が割り当てられる²⁴。こうして決定された議

²² 連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト “Im Blick: Frauen.Männer.Gleichberechtigung”. No.1 (2008) 参照（<http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/generator/Politikbereiche/gleichstellung.did=106448.html> : 2008.02 アークス）。

²³ ヘア・ニーマイヤー（Hare/Niemeyer）式により計算される。

²⁴ 州毎に分配される議席は、比例代表票の州毎の得票結果にしたがって分配される。

席数は、小選挙区で選出された議員に対して、まず配分される。その後、残りの議席が比例代表名簿に記載された立候補者に対して配分される。ただし、小選挙区で選出された議員数が、比例代表票の得票によって配分された議員数より多い場合には「超過議席」が生じることになる。しかし、超過して小選挙区から当選した者については、そのまま議員の資格が与えられるため、議席数が選挙によって 598 以上に増加する場合がある。

このように、5%以上又は小選挙区 3 人以上という制限があるため、ドイツ連邦議会では小政党の乱立という事態は生じない。そのため、規模の大きな政党による政党政治が行われている。現在、5 つの政党が連邦議会に議席を獲得している。

(2) 政治分野への女性の参画に関する取組

連邦

ドイツ連邦議会 (Bundestag) は、299 の小選挙区から選出された議員及び州毎に作成された各政党の名簿に基づいて選出された議員により構成される。

ドイツ連邦レベルで政治分野における女性進出を促進するための選挙制度は導入されていない。しかし、政党が独自に候補者名簿や役職について女性を優遇するクォータ制を導入している。ドイツの選挙制度は比例代表制に重点を置いた制度であるため、政党によるクォータ制導入が緑の党 (Die Grünen) によって開始された 1986 年以降、女性議員が増加している。

以下、各党の取組についてまとめる。

< 緑の党 >

1986 年の党大会において、女性の権利に関する基本文書 (女性規約 (Frauenstatut)) を採択し、他政党に先駆けてクォータ制を導入した。この女性規約では、選挙における名簿については、男女交互とすること、その際に奇数順位を女性とすることを定めている。また党職員についても、女性職員が少ない領域では、少なくとも男女同数となるまでは女性を優遇して採用するとした。

< 社会民主党 (Sozialdemokratische Partei Deutschlands:SPD) >

社会民主党では、1977 年に党の女性組織がクォータ制導入について提案を行っていた。クォータ制導入についての作業グループも結成され、クォータ制導入が検討されていた。1988 年のミュンスターでの党大会において、組織規約及び選挙規則が改正され、40% のクォータ制を段階的に進めることが決定された。党役員については、1994 年から 40% 以上を女性とすること、女性議員に関しては、1990 年から 25%、1994 年から 33%、1998 年以降

から最低 40% とすることが決定された。

< キリスト教民主同盟 (Christlich Demokratische Union Deutschlands: CDU) >

CDU は保守派政党であり、長い間女性議員数増加には積極的な姿勢をとってこなかった。しかし、緑の党や社会民主党によるクォータ制導入を背景に、1988 年に「女性のための政治的平等のためのガイドライン」を採択し、党員の女性比率に応じて女性を役職や公職の候補者に指名することを定めた。しかし、このガイドラインは勧告的性格にとどまっており、具体的な拘束力もなく、男女平等は促進されなかった。その後、クォータ制を導入した緑の党と社会民主党の女性議員が増加し、キリスト教民主同盟・社会同盟は女性議員の比率が連邦議会の 5 政党の中で最低となった。こうした事態を受けて、政党内での危機感が高まり、1994 年の党大会において党役職と議席の 3 分の 1 を女性とするクォータ制を導入することを決定した。1996 年に党規約の改正が行われ、党大会での党役職選挙の結果において女性の割合が 3 分の 1 に達しなければ選挙をやり直すことが定められた。しかし、やり直した選挙の結果、3 分の 1 の女性割合が達成されていない場合であっても、その選挙結果は有効とされることが決められた。

CDU では、若い女性有権者の支持率が低下しているため、女性の党員募集等のキャンペーン(「女性を獲得しよう。女性なしでは何も進まない」)を 2007 年 6 月から実施している。

< 左翼党 (Die Linke) >

旧東ドイツの共産党の後身である左翼党では、旧東ドイツ出身の女性党員が多く、女性の党員数が最も多い政党である。市町村レベルで強く、ベルリン州政府では与党となっている。ベルリン州政府には 3 人の左翼党所属の大臣が任命されており、その内 2 人は女性大臣である。

左翼党は議員数及び党職員数において女性 50% のクォータ制を採用している。また、選挙の候補者名簿には、奇数番号を女性候補者とすることになっている²⁵。

左翼党は、旧西ドイツの「労働と社会的公正、選挙オールタナティブ (WASG) 」等との統合を重ねてきたが、その際にも女性に対する 50% クォータが党の基本方針であるという姿勢を維持してきた政党である。

< 自由民主党 (Freie Demokratische Partei: FDP) >

自由民主党は企業経営者が主な支持基盤となっている政党であり、約 64,000 人の党員のうち約 50,000 人は男性党員であり、女性の割合が少ない。

固定的なクォータ制の導入は拒否し、自発的な義務として女性の平等を進めるという姿勢を取っている。しかし、あるべき女性の割合としてのクォータ導入について現在検討が行われている。

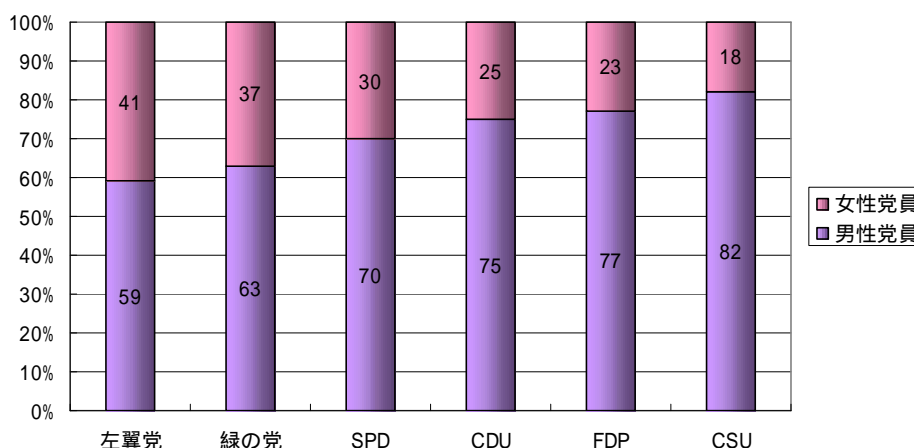
各政党で独自のクォータ制を導入しているが、各政党とも女性議員を増やすことを目的として、メンタリング・プログラムを導入している。政党によってメンタリング・プログ

²⁵ 例外として、これまでに選挙の際に男性党首を名簿の第 1 位にしたことがあったが、そのような場合でも名簿の第 2、3 番目を女性にして不平等が生じないように対応している。

ラムの内容に若干の違いはあるが、一般的に経験のある女性議員が政治経験のない若手を育成する制度である。例えば、FDPでは、実習生として受入を行っており、実習生のうち3分の2を女性実習生と定めている。

下の図表 2-11 は各政党の党员男女比率である。左翼党が最も女性比率が高く、続いて緑の党、SPDとなっている。

図 2-11 各政党の党员男女比率



(出所) ヒアリング収集資料より作成

連邦の委員会（審議会）については、連邦委員会（審議会）構成法によって、二重推挙の原則が導入された。連邦領域の委員会で委員の指名を行う場合は、原則として女性、男性を1名ずつ推挙することが義務付けられている（第4条1項）。また、連邦領域外の場合でも、連邦政府が構成員を派遣する際に、同様の二重推挙が義務付けられている（第7条第2項）。しかし、第4回審議会報告では、設定した目標がまだ達成されていないことが確認されており（図表2-8参照）、一層の女性の登用が必要と考えられている。

州

州によって選挙制度に違いがあるが、各州は比例代表制を基本とした選挙制度を採用している。多くの州は連邦議会と同様に、比例代表制に重点を置いた小選挙区比例代表併用制を採用しているが、ブレーメンのように比例代表制の州もある²⁶。

26 片木淳「ドイツの地方議会と直接民主制」比較地方自治研究会・（財）自治体国際化協会（2004年）

図表 2-12 ドイツの州における選挙制度の例

州	投票数	選挙制度	総議席数	直接/名簿
バイエルン	2 票	小選挙区比例代表併用制	180	92/88
ベルリン	2 票	小選挙区比例代表併用制	149	60%/40%
ブレーメン	1 票	比例代表制	83	0/83

(出所) 片木淳「ドイツの地方議会と直接民主制」比較地方自治研究会・(財)自治体国際化協会(2004年)を参考にバイエルン議会ウェブサイト (http://www.bayern.landtag.de/wahlergebnis_1998.html; 2008.02アクセス)、ベルリン議会ウェブサイト (<http://www.parlament-berlin.de/pari/web/wdefault.nsf/vHTML/C11?OpenDocument>; 2008.02アクセス)、ブレーメン議会ウェブサイト (<http://www.bremische-buergerschaft.de/index.php?area=1&np=3,22,99,0,0,0,0>; 2008.02アクセス) より作成

州議会においても、選挙は政党中心に行われるため、女性の政治参加推進には政党によるクォータ制が大きな役割を果たしている。

(3) 今後の課題

ドイツの政治分野では、政党による自発的な女性議員数を増加させるための自発的な取組が行われている。連邦議会では政党のクォータ制の導入によって女性議員数が上昇しているが、より一層の女性の政治参画及び女性が政治参加しやすい環境整備が求められている。また、委員会における女性構成員数を増加させることが望まれている。

市町村議会では女性議員数が少ない州も多いため、連邦家庭省では市町村議会での女性の参画を促進するため、関連統計をまとめ、女性の参画を妨げている原因を確認するための取組を行うことについて検討がなされている。具体的には、女性参加の推進のためパンフレットの作成や研究報告の公表、さらにワークショップや専門的なイベント開催が予定されている。

3. 行政分野への女性の参画

(1) 行政分野への女性の参画の実態

ドイツの官庁は、基本法第 87 条第 3 項に定める連邦最高官庁 (Oberste Bundesbehörden) 及び中級官庁 (Mittelbehörde) に分かれている。

伝統的にドイツの公務員は、公法上に任用の根拠がある官吏 (Beamte) と雇用関係は民間と同様の事務職員 (Angestellte)・雇用者 (Arbeiterinnen und Arbeiter) に分かっていた。官吏は、公法上に任用の根拠があると同時に終身雇用であるが、事務職員・雇用者の場合は私法上の期限付きの雇用契約によって雇用されていた²⁷。職員の採用は各省庁に任されて

²⁷ 2005 年 12 月 1 日の新賃金協約の発効によって、事務職員と雇用者の区別は廃止され、事務職員・雇用